

鳥取県児童福祉啓発事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県児童福祉啓発事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、「児童福祉展」を開催し、県民が児童福祉に身近に触れ合う機会を提供することにより、児童福祉に対する県民意識の一層の高揚及び意識啓発を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第4欄に掲げる額（以下「補助限度額」という。）と同表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額を比較して少ない方の額（ただし千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年5月30日までに行わなければならない。ただし、平成23年度においては、本要綱を施行した日から30日を経過する日までの間に行うものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として30日を経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、

仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書は、様式第1号及び様式第2号に準じて作成した変更計画書及び変更予算書を添付すること。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第4号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年6月14日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月7日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年5月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行し、令和元年7月5日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業内容	3 補助対象経費	4 補助限度額 (補助率)	5 重要な変更
児童福祉展	児童福祉施設等の児童の作品の展示等を行う。	消耗品費、食糧費、印刷製本費、賄材料費、役務費（通信運搬費、手数料、筆耕料、保険料）、報償費、使用料及び賃借料	400,000円 (10/10)	事業計画書に定める事業費の増額もしくは20パーセントを超える減額を伴う変更

様式第1号（第4条、第7条関係）

〇〇年度鳥取県児童福祉啓発事業費補助金事業計画（報告）書

1 事業の目的

- (1) 開催の目的
- (2) 開催による効果

2 事業の実施計画（実施結果）

- (1) 実施期間
- (2) 場所
- (3) (2) の選定理由
- (4) 対象者
- (5) 今年度の重点項目

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

4 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

5 事業費（事業に要する（した）経費）

（単位：円）

科 目	事 業 費	積 算 内 訳	摘 要
合 計			

様式第2号（第4条関係）

〇〇年度鳥取県児童福祉啓発事業費補助金事業予算書

（収 入）

（単位：円）

科 目	予算（決算）額	前年度当初予算額	増減	摘 要
合 計				

（支 出）

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度当初予算額	増減	摘 要
合 計				

様式第3号（第5条関係）

番 号
年 月 日

様

職氏名

〇〇年度鳥取県児童福祉啓発事業費補助金交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇第〇〇号（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県児童福祉啓発事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付要綱（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「鳥取県児童福祉啓発事業」とし、その内容は・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県児童福祉啓発事業費補助金交付要綱（平成19年6月21日付第200700026203号福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行なう。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号 (第7条関係)

〇〇年度鳥取県児童福祉啓発事業費補助金事業収支決算書

(収 入)

(単位：円)

科 目	予 算 現 額			決算額	増 減	摘要
	当初予算額	補正予算額	計			
合 計						

(支 出)

(単位：円)

科 目	予 算 現 額				決算額	増 減	摘要
	当 初 予算額	補 正 予算額	流用額	計			
合 計							

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

〇〇年度鳥取県児童福祉啓発事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった鳥取県児童福祉啓発事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 交付された補助金等の額の確定額
金 , 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 , 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 , 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）
金 , 円
- 5 添付資料
 - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第5号 別紙（第7条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分			
経費の内訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(2) 課税売上割合 〇〇%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法